

退院診察では、上記内容をもとに総合的に判断する。報告の目安に該当する症状が予測される、あるいは出現している場合には医師に報告する。

\* 1か月の健康診査は、岡村州博（主任研究者）厚生労働省科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）「分娩拠点病院の創設と産科2次医療圏の設定による産科医師の集中化モデル事業」班の「助産外来ガイドライン」<sup>[12]</sup>が参考になる。

### 2-2-3 新生児期の医師への報告の目安

新生児期とは、出生直後から生後1ヵ月までをいう。

新生児の状態	医師への連絡の目安
〈出生直後の新生児所見〉 出生後30秒以内の時点での児の状態の評価	新生児蘇生ガイドラインに基づき、出生後30秒以内の評価で以下の条件に1つでも該当している場合には、医師が到着するまでの間、ガイドラインに従って蘇生法を行う ①成熟児（正期産児）でない、②羊水の胎便汚染がある、③呼吸か啼泣が良好でない、④筋緊張が良好でない
低出生体重児	・2500g未満の体重で出生
巨大児	・出生時体重が4000g以上
出生時の仮死状態	・5分後のアプガールスコア7点以下 ・蘇生後の呼吸状態、全身色の改善がみられない ・蘇生による改善がみられない
呼吸障害	・呻吟、陥没呼吸が続く ・多呼吸、鼻翼呼吸が続く ・無呼吸発作を繰り返す
チアノーゼ	・啼泣があり、呼吸状態の改善が見られても全身色が悪い
全身状態の異常	・筋緊張が不良 ・胸・腹部の異常（腹部膨満、腹部腫瘍など） ・頸部、鎖骨の異常 ・背部、腰部、脊柱の異常 ・股関節、四肢の異常 ・原始反射がみられない ・皮膚の異常 ・成熟徵候が認められない
奇形	・外表奇形が認められる ・臍帶ヘルニアなど緊急手術を要する
特異な顔貌	・染色体異常が疑われる ・その他異常症状を有する
けいれん	・硬直性、間代性けいれん症状がある ・痙攣様運動が認められる
嘔吐	・吸引チューブが胃内まで届かない ・強い嘔気と嘔吐を繰り返す ・胆汁様嘔吐を繰り返す ・胆汁様嘔吐や血性嘔吐がある ・強い嘔気と嘔吐を繰り返し、哺乳力不良、腹満などの症状がある
発熱	・38.0℃以上の熱が続く ・37.5℃以上でも他の症状がある
低体温	・保温しても36.0℃未満が持続する ・36.5℃未満でも他の症状がある
心拍数ならび心雜音	・徐脈（心拍数が100回/分未満）が持続している ・リズム不整がある ・生後24時間以降にも心雜音が聴取される ・生後24時間以内であってもチアノーゼや多呼吸を伴う